

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

安城市長 三星元人

安城市規則第18号

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

安城市フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（令和2年安城市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。